

から、今政務次官のお答えになったような範囲であります。これは大した期待も持てないし、私たちが汗をふきふき各委員会共通で、一つ委員会でも作ってやろうじゃないかというような問題には該当しないと思うんです。その点誤まりではないかと思うので、一度お考えをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○寺本政府委員 御指摘の通り、幾らか私の方にも誤解があったかとも思ひます。しかしながら私は皆様の御意見でも、この機会に、ことしの予算成立と余剰農産物受け入れの機会に、今年度からは実施し得る案を作りたいというお気持ちが皆様の方にもありだつたんだらうと私は想像いたしてあります。お話の中に、食糧特別会計から、食糧管理特別会計に寄与してある分を相当多額に出させてもいいではないかと、それからいろいろ皆さんから財源のことについてのお話もかねがね伺つておりますし、そうした関係から、皆さんはもうことしから実施し得る案を考えろ、こういう御趣旨だと考へておりました。その当時私どもは、今年度の余剰農産物で浮んでくる財源で、今学校給食実施上の非常なガンをなつております貧困児童、準要保護児童の問題をどうするかというのを申し上げましたところ、それよりもつと範圍を広げて考へろというお話が確かにございました。私もとしては、準要保護児童の問題と同時に、この際学校給食の対象になつておる児童数を飛躍的に伸ばしていくということも、確かに皆様の考への一つであらう、こう考へまして、今年度の予算と、今

年度の余剰農産物受け入れから出る財源とにらみ合せて、準要保護児童の問題と合せて、給食児童の数を飛躍的に伸ばしていく、そういうことで案を作りたい、かように考へておつたわけでございます。

○辻原委員 多少ギャップがあるようでありましたが、しかしそれは別といたしまして、これもまた政務次官からお話がありました準要保護児童の問題も、これはきつめて重大な問題でありますので、これは大政府の方でも解決の見通し、具体案も持ちなされておるようでありましたので、その上、それをも含めて、もう少し前進をした案ということであつたわけは話しておるのでありますが、さしたつて、しかしその問題を中心に取りまゐめるようにというならば、それだけでも早急に一つ御解決をお願いしなければならぬと思ひます。

そこで余剰農産物の細目協定に當つて、いろいろ承つておられますと、価格の問題についてまだはつきりいたしておりませんようですが、どの程度の価格にしようという見通しがあるのか、それによって円積み立てがどの程度確保できるのか、それによって準要保護児童の無償実施をしようとするなら、その対象人員はどの程度に及ぼされるおつもりであるのか、これは最初に申し上げておきたいと思ひます。従来聞いて参りましたのは、二十三、四万から五万くらいという、そういう文部省当局のお考へであつたようであります。私たちがずっと最近の、特に都会地の状況を見て参りますと、相当数が激増しているようでありまして、さういたしますと、余剰農産物細目協定

による価格決定等の関係で、所管の中で所要の予算が確保できない場合には、非常に事めんどろなことになると思ひます。その辺のところはどの程度の数を対象とされて、また食糧会計の中で、それに充當し得る財源はどの程度のものとして見通されて折衝されておるのか、これをちょっと参考までに承つておきたいと思ひます。

○寺本政府委員 まだ細目協定が結論に達していませんので、具体的なことは申し上げかねる状況でございますが、余剰農産物受け入れの機会に拡大いたします学校給食の対象児童の数は、百万以上と考へております。そのために必要な経費は食糧から移しかえができるつもりであります。なお最終的な問題は、もう少ししばらくお待ち下さいますようにお願い申し上げます。

○辻原委員 最初の話から非常に努力された跡はありと非常に敬意を持って参りますが、百万を確保できるということなら、これはまことにけっこうな話でございます。それだけの予算をもつておやりになるならば、少くとも給食人員に相当な増加を来たすと思ひますが、従来の給食人員は、これもお聞きいたしますと、四百五十万程度にこれは減つてきておる。さういたしますと、先ほど政務次官がお話になりました飛躍的に増加したいといふめどは、どの辺をお考へになつておるのか、さらに小学校のみならず、中学校にも及ぼされる考へをお持ちになつていられるのか、あるいは小学校だけは完全給食という形に考へられておるのか、あるいは百万に過ぎない程度で、かつて、当初給食を実施いたしました六百万程度に還元するというふうな

考へなのか、そこいらあたりの構想を一つお示し願つておきます。

○寺本政府委員 先ほどから申し上げて参りますが、まだ最終的な結論に達していません。アメリカ側にも案を示さなければならぬ事情にございまして、具体的なことは差し控へさせていただきます。ただ、大體辻原委員のお話の最終目標を目標として交渉いたしております。

○辻原委員 これははっきり公式な言明という意味でなくともけっこうなんです、私が申し上げた一番最小限度の、せめて義務教育だけに究極の目的を持たしてやれるというふうな伺つていいでしょうか。

たよつておるわけなんです、それは学校給食の一面だけは充足されていくけれども、しかし本質的に生徒児童の体位あるいは健康、こういう面から考へて十分とは考へられませんが、かつまたせつとく内地に相当農産物の振興もいろいろと関係者が努力しておるにかかわらず、最近の状況は、これはもう小さい酪農の企業はほとんどつぶれておる、こういう面を学校給食と結び合すならば、もっと進歩した学校給食制度、国民的な食生活改善という問題に結びついたものが生まれるのじゃないだろうか。具体的に言えば、アメリカの脱脂粉乳を使わないでいく方法はないか。日本産の脱脂粉乳に切りかえて、その脱脂粉乳を活用する方法はないか。なお酪農地帯等において、さうした粉乳を使わないで生乳を使う、さういふ考へは取らないものかどうか、さういふ点についていろいろそれに国が援助を与えようとするならば、直ちに価格の問題が出てくると思ふ。一体さういふ場合の価格のバランスはどうなるだろう。それに要する財源はどうだろう。また学校給食用として国内産の脱脂粉乳が充當し得る量はどのくらいなのか、あるいは生乳をほとんどに確保できるのか、さういふ点についていろいろ数字的な疑問もあつた。われわれとしても可能性はある程度考へておるんでありますけれども、どうもはつきりしたデータもつかめないもので、十分それは政府部の意思の疎通をはかつてもらつて、一応取りまとめたものを一つ資料として提示してもらいたい、さういふ趣旨です。従つてやり方としては、相当これは今までの行き方から一本足を抜い

たよつておるわけなんです、それは学校給食の一面だけは充足されていくけれども、しかし本質的に生徒児童の体位あるいは健康、こういう面から考へて十分とは考へられませんが、かつまたせつとく内地に相当農産物の振興もいろいろと関係者が努力しておるにかかわらず、最近の状況は、これはもう小さい酪農の企業はほとんどつぶれておる、こういう面を学校給食と結び合すならば、もっと進歩した学校給食制度、国民的な食生活改善という問題に結びついたものが生まれるのじゃないだろうか。具体的に言えば、アメリカの脱脂粉乳を使わないでいく方法はないか。日本産の脱脂粉乳に切りかえて、その脱脂粉乳を活用する方法はないか。なお酪農地帯等において、さうした粉乳を使わないで生乳を使う、さういふ考へは取らないものかどうか、さういふ点についていろいろそれに国が援助を与えようとするならば、直ちに価格の問題が出てくると思ふ。一体さういふ場合の価格のバランスはどうなるだろう。それに要する財源はどうだろう。また学校給食用として国内産の脱脂粉乳が充當し得る量はどのくらいなのか、あるいは生乳をほとんどに確保できるのか、さういふ点についていろいろ数字的な疑問もあつた。われわれとしても可能性はある程度考へておるんでありますけれども、どうもはつきりしたデータもつかめないもので、十分それは政府部の意思の疎通をはかつてもらつて、一応取りまとめたものを一つ資料として提示してもらいたい、さういふ趣旨です。従つてやり方としては、相当これは今までの行き方から一本足を抜い

て前へ進むわけなんでは、思い切った案と考えてもらってもいいのでありますが、それによって多少構想を考えられておられるのかどうか。どうも承りておられますと、余剰農産物を中心に考えられている範囲から出ていないと思うのです。どうもわれわれの意見というものは、あまり文部省当局に反映してないと思うのですが、その点どうですか。あるいは教務次官のそういう点に対するお考えを伺いたい。わからなければ担当者の方がおられれば、その人から伺いたい。

○寺本政府委員 農林省からたくさん局長もお見えになっておりますし、私の方の学校給食課長も見えておりますので、詳細はその方から申し上げます。ただ皆様の御意見を私たちが十分承わって、具体案を考えなかつたのかというお話であります。その点は何か学校給食に生乳採用の道はないかということではいろいろ検討いたしました。ただ初めに申し上げました通り、本年度から実施可能な案をと、こういうふうに考えましたものですから、財源的にどうしても生乳を取り入れる場合の予算措置についての自信がなかったもので、一応資料を整え検討してみた程度でとどまっております。ただ輸入の贈与分の脱脂粉乳を受け入れます際に、それと輸入分の脱脂粉乳、それから国内産の脱脂粉乳、この三本建てでブル計算して学童に給食する、こういうことになっておりますので、前年度よりも、国内産の脱脂粉乳についても、多く学校給食用として取り入れ得ることになると考えます。その点は御了承いただきたいと思えます。かように考えております。

○辻原委員 これは政務次官にお伺する筋ではないのでありますが、先般本会議におきまして、大臣からはつきりと、これに関する委員会を作つて、そして国会の協力を求めたいという趣旨の言明があつたわけなんです。私たちが承わつて非常に喜んだのであります。しかし一体大臣が言われる委員会なるものは、どういう構想をもつて考えられているか、いわゆる文部省の諮問機関でやるのか、各省を通じたような何らかの政府の諮問機関として考えられているのか、ないしはわれわれの方で適当な委員会——それ

の常任委員会を通じて構成してもいいという趣旨のものであるのか、まず私たちがしてはいるいろいろなケースで研究してみる必要から、何かそれらの関係者の意思の疏通をはかり得るという一つの研究機関、あるいはこれは平たくいへば一つの促進期成会のようなものになっていくと思ひますが、そうしたものがぜひなければ、てんでばらばらの格好では、これだけの大きな問題はとうてい解決できないと思うので、ぜひとも早急にそうした形のもので、政務次官の方に大臣から何かそういうお話があつたのか。実はきょうは各大臣が御出席になられるという話であつたのですから、一応各大臣から相当はつきりとした言明を本日承わつて、その上で私たちはそれぞれの案を持ち寄り、政府からも案を出してもらつて、そこで真剣に取組んで研究してみたい。こういう構想であつたわけですか。大臣の出席がありません、しかし差し迫つた問題でもありますから、一つ委員会の構想についてどう

いうようなお考えをお持ちになつて進められようとおのか、これを聞いておきたいと思ひます。

○寺本政府委員 ただいまのお尋ねに對しては、大臣からお答えになるのがよからうかと思ひますが、私が想像いたしますところでは、学校給食は皆さん反対のないところで、党をこえて御支持をいただいております問題であり、また一方、今の生乳対策その他取り入れるとすれば、相当財源を要する問題でもありますので、超党派的に皆さんが御支持下さるような案を作り上げた。それには文部委員会が中心になられて、農林委員会、厚生委員会、皆さんの連絡の上で、超党派的に御支持いただけるような案をそういう委員会で作つていただけたら、将来の方針としては学校給食を大きく打ち出していくのに都合がよからう、こういう御構想だつたと考えます。本年度の予算につきましても、先ほど申し上げましたような事情で間に合いませんでした、もはや来年度の予算を事務的にはととのえなければならぬ段階に参つておるのでございまして、そういう委員会でもございしたら、やはりこの学校給食問題を明年度予算以降大きく推進していくのに非常に都合がよからう、かように考えまして、私は大臣の構想をさうなうに想像をいたしておるところでございます。

○佐藤委員 ただいま出席中の政府委員は、農林省畜産局長原田傳君です。経済局長の大坪君は間もなく見えます。それから総合食糧消費政策室長佐藤清美君、食糧庁業務第二部長桑原信雄君、厚生省公衆衛生局長山口正義君。

○辻原委員 今のお話であります、筋道は立っていいのでありますが、われわれは実施不可能な意見を申し上げても、この際はむだでありますから、本年度補正予算等でもありますから、あるいはまたそれとかけられますが、今から本格的にやるとしたならば、どうしてもこれは来年度予算になつてくる。そういういたしますと、予算編成期にある程度の具体案がまとまらないでは、政府の力が入らぬと思うのです。できるだけこの委員会の発足を早急に一つ政府の方でも構想をおまとめ願ひたいということが一点。

それともう一つは、政府食糧会計等における財源の確保も努めてこれをやつていただかなければならぬと思ひますけれども、それは昨今の事情からみまると、なかなかそう望んでも、多くのものを期待できないと考えます。その中で、何としてもこれは政府の一般会計において、相当文部省も腹をきめて、来年度は當てもう必要があると思ひます。従つてただ一応この案を作つて、延び延びにして、いつの日に目の目を見るのかわからないといううな弱い意気込みであつては、これはとうていできませんので、どうしても来年度予算には何らかの形で、この抜本的なものをやり上げるんだという心組んで、一つこれにお取り組みをお願いしたいということを政務次官に申し上げておきたいと思ひます。

そこで農林当局にお伺ひしたいのでありますが、私たちが今お話を申し上げて参りましたので、当委員会がどういう角度においてこの問題を取り上げていただくかと思ひますが、文部省の方か

らはしばしばの言明で、まことにその構想はけっこうである。そこで政府部内としてよく相談の上で、先ほど政務次官からお話のありましたように構想をまとめて、そして超党派的な委員会をつくつて、練り上げようじゃないかという非常な心組みなんでありますけれども、一体農林当局としては、これは従来部分的には衆議院でも述べられたこともありますが、参議院でも給食法の改正ということがありますが、いろいろ論議せられたことがありますが、こ

ういう形で各党が大きく手をつないで一つやつていこうという形に生まれてきましたのは、これは今回が私は初めてだと思ひます。従つてそういう点についての私たちの真意というものを、文部当局からすでに十分承わつてもらつておると思ひますが、やはりわれわれが意図する食生活改善、あるいは食糧問題の将来の解決、こういう意味から、この学校給食に對して熱意をもつて當つていただける心組みがあるかどうか。一つこの機会に所管の局長から承わつておきたいと思ひます。

○原田政府委員 お答え申し上げます。私の所管の事項につきましては、お答えを申し上げます。農林省全体の考え方というところにつきましては、もう間もなく政務次官がこちらへお見えになることと思ひますので、總結的な点は政務次官からお答え願ひたいというふうに考えております。学校給食の關係につきましては、私ども畜産關係の立場をいたしまして、先ほど来お話に出ておりますように、児童の体位向上の点からもきわめて重要なことであると思ひます。また私どもの立場の産業の見地から申しまして

も、酪農というものを健全な姿で発達させます場合に、やはりそこにはっきりした需要があるという意味におきまして、これは酪農振興上有益な問題であるといふふうに考えておりました。文部省側とも平素緊密な連絡をとりまして、国内におきまます乳製品なり牛乳の需給事情というものと、学校給食の計画というものを密接に結びつけて参りたいし、また今後におきまます酪農の振興の計画を考えます場合におきまして、やはり大きな需要をいたしまして、学校給食というものを常に考えて参りたい、かように考えておる次第でございます。先ほど来お話のございました国産の脱脂粉乳というものも、現在よりもさらに数量をふやして、学校給食に回したいという事を考えておる次第でございます。また生乳の問題につきましても、この生乳の取り扱いの点につきましては、いろいろ研究を要する点がございますことと、また生乳の価格の点におきまして、これは脱脂粉乳の場合よりも相当高くつく点がございますので、こういう点につきましては、何とかして文部省とも緊密な連絡をとりまして、国の財政的な援助を織り込むことによりまして、学校給食と結びつけるように考えなければならぬというふうに思っております。またその取り扱いの点につきましても、脱脂粉乳のような場合と違ひまして、的確に学校給食に回りました実態というものをつかまえますことによりまして、また若干技術的に研究の余地がある、こういうふうな研究しておりますので、目下文部省とも意見の交換をいたしながら、私どもは私どもなりに、この問題につきましても積極

極的に解決をいたしたいという考えで研究をいたしておる次第でございます。

○辻原委員 若干こまかくなりますが、実は私どもがいろいろ研究を続けていく間に、一つの問題点として出てきておりますのは、脱脂粉乳、全脂粉乳、それから生乳を加えて、現在日本の酪農状況から、国内の需要に充つていかわゆる生産量が、非常に酪農状況が悪いとはいいつつも、どうも時期的なアンバランスがあり、しかもその量は、全部国内の需要に充つるには若干まだ足りないというふうな話も聞くわけでありまして、従つてかりに学童給食と結び合わせても、それに供出し得る額はせいぜい二千トン程度だといふうな話を聞くわけでありまして、そういう面から、完全に結びつけて、いわゆる国内産奨励、酪農振興という面を強調した場合に、全部輸入脱脂粉乳をはずしてしまふということが、そういう生産量の面から不可能なんだといううな御意見もちらちらお聞きするわけでありまして、はたして数字的にそういうことになっておるのかどうか。私たちの常識的な判断によると、そういう形で結びつければ相当生産量を上げることもできるし、市場における現在生乳の販路が少い、あるいは全脂粉乳で全然売れないでストックさせておるもの、こういったものが効率的に市販に出て参りますので、量としては確保できるのではないかと判断を下しておるが、その辺のところは一体どうなんですか。それと、ついでにかりにアメリカ産を入れてもけっこうであります、現在学童給食で大人人員は六百万程度と推定してよろしいと

思いますが、それに充当し得る、また必要とされる牛乳というものは、トンにしてどのくらいなのか、それを一べんお聞かせ願つておきたいと思ひます。

○原田政府委員 ただいまお話の、脱脂粉乳をいかなる程度に学校給食に向けるかという点でございますが、これはすでに御承知のことを申し上げるようなことになりまして恐縮でございますが、脱脂粉乳の生産というものは、要するにバターと結びついた生産になりますので、バターの生産の際の分離された脱脂粉乳というものを、加工処理いたしまして脱脂粉乳にいたすわけでございますが、脱脂粉乳の生産そのものを切り離して非常に急ピッチに増産するということは、あわせて生産されまますバターの需給関係というものと関連して考えなければならぬという面におきまして制約を受けらる次第でございます。でございますが、私どもの今考えておりますところは、現在本年さしあたり二千トンというものを学校給食に充当いたすように、文部省と御相談をまゝとておるわけでございますが、この数量は、もうこれで精一ぱいというふうなふうには考えておらないのでございまして、やはり申し上げましたようなバターの需給関係とも関連はありますけれども、現在バターを作り出した場合に分離された脱脂粉乳が、全部脱脂粉乳になつておるかとお申しますと、そうではございませんで、やはり相当部分が他の用途に向けられておる事情もございまして、こういうものを、確実な需要があるという前提で指導いたしますことによりまして、製品化するという

道もあるわけでございます。また他面バターの需要というものにつきましても、漸次価格が安定することによりまして、今後伸びる可能性もあるといふふうに考えておりますので、そういうふうな角度から問題を解いて参りますれば、今後まだ供給力の増加ということとは考えられるのではないかとこのうに思つておる次第でございます。それから最後のお尋ねの六百万人分のトン当りの価格という点であります。

○辻原委員 価格ではなく数量です。それはおわかりにならなければ文部省の方からお聞きしてもけっこうです。今の最後の点ですが、大体先ほど政務次官が言われた百万人対象人員が増加したならば、六百万と私は推定するのですが、そうした場合に必要とする脱脂粉乳、生乳を使われるならば、それを使われてもいいと思ひますが、現在アメリカ産の脱脂粉乳、それから今お話を二千トン、これを入れてどの程度のものを確保しなければ、現在実施している、いわゆるミルク給食にも差しかえが起るかどうか、その数量の目安を一べんお聞かせ願ひたいと思つておる。農林当局のお答えによると、現在供出して二千トンというものは絶対的なものではない、必要において市販のものをそつちに向ける可能性はあるといふことで、われわれも若干光明を見出したわけなんです、その点の程度のものが必要とするか、一応文部省の方からお聞かせ願ひたいと思ひます。もし六百万人がわからなければ、現在の対象人員でもけっこうです。

○岩倉説明員 本年の学校給食におきまして、大体完全給食は約六百万を想定いたしております。なお厚生省関係の保育所の給食を合せておりますので、ミルクの需要人員は約七百万人になると予定しております。そこで基準量をきめまして、所定の日数を全部給食すれば相当の量になります。が、実際の問題としては、現地で国内産のミルクを多少流用いたしたり、また他のもので用いたり、基準量を多少下回る場合があったりいたしますので、大体一万九千トンあれば間に合ふといふふうに計画をいたしております。従ひまして国内産二千トンのほかに、アメリカから買いますものを一万トン、それから贈与分七千トン、合計一万九千トンを予定しております。

○辻原委員 そこでちょっと課長にお伺ひしたいのですが、今言われた現地で調達しているという形のもの、それは生乳であるのか、脱脂粉乳であるのか、おそらく全脂粉乳は使つていないと思つたのですが、どういふものか。また数量はどのくらいのものか、今の数量からいいますと、二千トン国内産のものを使つても、約二割にしか過ぎないわけなんです。そこらあたりに問題があると思ひますが、一体現地で調達できる可能性のあるものはどういふ種類か、その数量はどれだけか、また地帯としてはどういふ地帯か、いわゆる純酪農地帯と称せられておるところか、それとも非常に地域的に不便であつて、酪農協同組合等の協力を仰いでやつておる形のものか、その辺をお聞かせ願ひたい。

○岩倉説明員 最近非常に事情が變つてきておりますので、正確に現状を申し上げるわけには参りませんが、昨年の調査によると、現地で国内産のもの

うことが一番いいと思うのでございます。その際に保存の関係で、相当遠隔の地に運ばなければならないというようなときには、やはり冷却のできるような殺菌方法を用いるのが一番いいと考へておるのでございます。ごく近く

のところで生乳が短時間に学童の口に入り得る、その間に食品衛生上の注意が十分できて、食品衛生の見地から見ましても心配のないというようなときには、従来の方針を緩和と申ししますか、取扱いを変えまして、先般三月三十一日付で、都道府県知事に通牒を出しまして、短時間に牛乳が飲めるというようなときには、今までのように小分けして、低い温度で保存するというようなことでなくとも差しつかえない。そうして学童の栄養改善に寄与できるようにというような措置をとっておるのでございます。その際に私どもの立場といたしまして一番心配いたしますことは、そういう取扱いをいたします場合に、取扱いにおいて左右されるようなことがないようにということと、それからもう一つ、これは私ども直接の関係ではございませんが、価格の問題が入って参りますので、その点

が、私どもとしましては、いろいろな考慮しなければならぬのでございます。鯛点から、なま牛乳の飲めるような地区においては、そういう方法がとれるように、できるだけのことをやっております。かなければならぬと考えております。

○辻原委員　だんだんとお伺いしてみますと、制度の上においても、関係の各省の間では、決して異論も出ておらないようでありますし、非常に積極的に話を承わったのであります。また心配しております数量の点について

も、これはさしたる難点がないようでありました。ただ残る問題は、結局やりっぱなしではこれは進行はいたしませんので、完全給食とはいかなくて、それに近い線でもって、やはり国の援助を与えていくということが問題になっていくと思うのですが、そうするとアメリカ産の脱脂粉乳、国内産の脱脂粉乳あるいは牛乳におきまして、私の聞く範囲では、アメリカ産が一合当り一円、国内産が約二円、それから最近の乳価の状況から見ますと、農家の売り渡し価格が、ほぼ四円くらいが大体平均じゃないかと思ひます。

そういたしますと、やはり価格の点では、どうも国内産のものについては若干これは問題がある。ところが栄養価値においては、てんで問題にならぬという逆の格好になっておる。そこで国としてこういう制度を実施する以上、どこにウェイトを置くかということ、やはりこれは価格よりも、問題は、それによつて国民の食生活が改善され、子供たちの体位が向上し得るという面からこういう制度を実施するのでございまして、従つてこれは何としても多少価格の問題のズレはあつても、制度として、どうしてもこれは実施しなければならぬという結論をわれわれは持つのでありますが、その点政府内部においても十分研究の上、一つ腹をくくつて、できるだけ今申しましたような趣旨でもって、国内産のものに援助を与えていくという方法をとつていただきたい。従つて来年度予算の問題に直ちに引かかってくるわけでありまして、政務次官、その点はどうか。金の問題でそういうことは考えられぬとおっしゃるかどうか、一つ思

い切つてそれに覚をあげて、各党の協力を求めてやうていこうとおっしゃるか、一つ腹のほどを見せてもらいたいと思ひます。

○寺本政府委員 大臣の御方針もございまして、ただいま承りましたこと、大臣にも詳細な御報告を申し上げます。本年度は、予算的にも時期おくれになりましたし、諸般の事情で実際に至りませんでした。また私も、学校給食と酪農対策を結びつけた御援助を得て、これから実現に向つて努力したいと思ひます。

○佐藤委員長 三宅正一君。

○三宅委員 ただいまどうも聞き捨てならぬことをおっしゃつたのですが、私も来年度の予算におきまして、なま乳を飲ませる学校給食の方式をとるというところは、これは当然のことである。ところが、内閣が變つたりいろいろいたしまして、また政情の關係等において、みんな賛成しておりながらできぬことがある。われわれがこの委員会、大臣等の賛同を得ましたのは、今年一つやれ、現実になま乳が非常な危機に迫られておつて、都会等に送れないところは二円五十銭なんていう地帯がたゞさんある。二円五十銭では、農林省といつてみたところが国の政府であります。政府が酪農振興で、百姓に牛を飼わせて、現実には飼料は高い、乳は安いということ、これを授け売りさせるといふやうなやり方をすれば、せつかくこまで来ました日本の酪農を、また萎縮させてしまふ。たまたまこれとの關係において、一つなま乳を学校給食に飲ませようじゃないか、そ

れを初めわれわれが予定しておつたのは、食糧管理特別会計における含み等を出させるつもりで予定しておりましたのが、いわゆる減収加算で三十三億出してしまった。米価の問題で非常なやりくりが苦しくなつたということ、なかなかむずかしい点があります。けれども、先ほど話がありましたように、内地産の脱脂粉乳、それから外国から買った脱脂粉乳及びグラントの脱脂粉乳等をプールして、学童にやるんだから、その間の価格操作におきまして、私は少くとも今五百万石なま乳ができて、二百五十万石がバターやいろいろなものになる。あと二百五十万石をなま乳で飲ませる。それが二円五十銭に下つておきます地域だけについて、とにかく一つ学校給食をやつたらどうか、それくらいは予算はできるのではないかと、こういう点が大臣その他の賛成を得たつもりで私もはおるのであります。来年度やろうというやうな話であります。当面の酪農危機に對して対処できない。当面の酪農危機と申しますけれども、夏になりますから、また乳はちょっと需要の向上期に入る。従つて私は実際にやりますのは九月ないし十月からでけつこうだと思ひますけれども、どうしてもやらなければいけない。これには農林省自体の立場からいつても、酪農を奨励しておいて、集約酪農地区なんていうものを作つておいて、飼つたら百姓をひどい目にあわせて放つておくというところは、政治的な罪惡であります。私も、政治的な責任において、これはやらなければいかぬと思ひます。そして私自体の感覺から申しましても、これは農林大臣も、

案ができればぜひやりたいという立場でおられる。文部大臣もその立場でおられた。そして大蔵大臣なども、予算委員会等における質問において、これは確かにやらなければならぬことであるから、これについては、案さえできれば考慮するという意味の言明をしておられるのであります。文部委員会のお互い同僚のわれわれは、来年度作つてもらうための案を作るために、これはど熱心に話をしておるのじゃありません。この点は何としても、もうあと一週間は、延びましても幾日あるかわかりませんけれども、その間に一つ具体案を作りまして、われわれも協力いたしませう、とにかく一つやるようにして、きょうは大臣はおられませんが、その点について大臣代理として、次官にもう一度ためを押しておきます。

○寺本政府委員 ただいまのお話のありました通り、三宅委員から、予算委員会でも大臣に御質問がありました。大臣も十分御意見を拝聴して具體策を立てたいという答弁をしておられます。しかし本年度、私もとして當てにし得る財源は、やはり余剰農産物の受入れに伴う食糧からの移しかえしか財源がないわけでございます。その關係で、どうしてもこのなま乳対策をこの際取り入れるという財源が見出し得なかつたわけでございます。ただいま二円五十銭という話もございしますが、なま乳対策として学童給食に取り入れていきまふ場合に、その価格でどうしてもやはり政府の施策を立てるということが非常に困難ではなからうかと考えます。やはり計算をいたします場合には、四円なり四円五十銭な

上っている、乳の値段はひどいところは手取り二円五十銭に下っている。この状態を打破するために集団酪農地区などに對しても、非常な指定の運動をやりまして、せつかく指定してもらったが、補助金は出ないとかいろいろで、酪農民から今非常な不平が出ておるといふ状態であります。私はいつも政府に言うのであります。戦前は二十五万トン平均、今は四十万トン平均になつておるか五十万トン平均になつておるか知りませんが、そのレベルまで来ますと必ずたたかれて、乳の値段が下り、飼料が上つて、酪農が衰微する。衰微するとまた政府が迎え水を出して上げたり下げたりして、もうけるのは業者だけという非常にばらばらなやり方を今日までやってきておりますのが酪農政策の実態なんです。私はこの際畜産局としては一体どうやって二円五十銭に下つておるなま乳の値段を、ともかく四円なら四円という最低の線まで維持してやるかといふ点

が、もうすぐ施策されなければならぬ点だと思ふのです。また飼料にいたしましても、八百円以上になっておりまして、やはり庭先六百円くらいで渡すという方策を確立される必要がある。それをやっておきながら、農家としては自給飼料八割以上の線まで持つていくとか、少くとも都会の近傍においても七割の線までは持つていくとかいう指導の上に、飼料はここで押える、そしてなま乳はここまで保証する、という線が出なければ、酪農の恒常的な発展はあり得ないし、政治に対する失望というものは大きなものだと思ふのであります。これを憂慮いたしまして、もちろん学校給食だけで解決する問題ではないけれども、学校給食という非常にいい仕事とこれとを結びつけて、土地改良に百億入れる場合に、土地改良は必要だからやらなければならぬけれども、かりにそれと同じウェイトで百億学校給食にふち込むというふうな思い切ったことをやりますれば、私はわが国における農業の形態はすっかり変つてしまつて、デンマークなどと同じ形態になると思ふのであります。それくらいは施策をやらなければ国民の体軀は変らない。大飯を食つておつて、そして胃拡張になつておる連中が、精密工業なんというものに入るわけはない。ほんとうに高度な精密工業に持つていきますためには、やはり食生活から変えていかなければならぬといふことは、これは専門家もみな知つておることでありまして、そこで今日学校給食の問題が非常な脚光を浴びてきて、文部大臣は一石六鳥とか七鳥とか言つておられますが、確かに私はそうだと思う。それをこれだけ議員

が熱心にやつておるのに、来年度にしかできないといふ。そんなばかな話をされたんでは政務次官に不信任案を出したいくらいです。委員会が政務次官に不信任案を出したという例は私は知りませんが、きょうは遠慮しておきませんが、そんなばかなことをやられるなら出さなければならぬ。畜産局長もそういう点で文部省とも能動的に御相談になりまして、それから厚生省とも御相談になりまして、ほんとうにやりましようや。この状態のときに一つや二ついいことをやらぬで一体どうしますか。やりましようや。大臣これらしましたが、一つまずこれを畜産局長に伺いたい。

○原田政府委員 ただいま三宅先生から御指摘の点につきまして、私全く御指摘の通りであると思ひます。今までのにおきましても御指摘のように、乳価の対策、飼料の対策といふことにいろいろ施策をいたして参つておつたのであります。やはりこの乳価の維持という問題につきましては、学校給食のような固定しました、しっかりした需要といふものと結びつくといふことが最も有効的な施策であるといふふうに考へまして、実は私もただけの立場にいたしましては、省内におきましても御指摘のような問題につきましても、何とか早く結論を出していただきたいといふことで、省内あちこちあばれ回つておつたといふような状況でございまして、今後におきましてもそれらの点につきましても最善の努力をいたしたいといふふうに考へております。

○三宅委員 大臣がおいでになつたから、大臣にもう一ぺん一つお伺ひいたします。時間もおそくなつておりますので、ほんとうに簡単に、大臣くろつとでございましてからよくおわかりになると思ひますが、私もどなたしなしては今現実には酪農危機が眼前に迫つておる。単にこれは文部省の問題だとか農林省の問題とかいふことでなくて、国全体の問題でありますので、二円五十銭など下つております生産地の生乳を、生産地における生乳給食によつてせめて四円なり四円五十銭なり、その最低価格だけは保障する方策は立てたいといふこともあって、私もこの委員会全部が非常に熱心に大臣等にお話しを申し上げておることは御承知の通りであります。予算委員会における私の質問に對しまして、大蔵大臣も一つ考慮しようといふことを言つておつたのであります。いわんや文部大臣、農林大臣、厚生大臣は、もとより所管の大臣としてきつめて熱心に言つておられたわけでありまして、私が今聞きました点は、経済再建六カ年計画といふものがあつて、その一つの大きな柱に食糧自給六カ年計画といふものがある。その食糧自給六カ年計画は土地改良や耕種改善による増産政策が一つの大きなたてであるが、同時に一つ澱粉質の食糧と脂肪、蛋白質の不足のこの現状を、食生活改善によつて米の食糧過ぎを減らすといふ大きな増産政策として、これを食糧自給の中の食生活改善のウェイトは増産政策と同じように考へてもらいたいのであるから、従つて農林省が主として作つておられます消費生活総合企画室というふうなものにおいても、その点をどの程度にウェイトを置いておるか、その一環として学校給食の問題も考へなければいけない。学校給食それ自体は、文部

省の立場とすれば、子供と一緒に食事をさせることによつての社会的な訓練であるとか、いろいろの教育的の面があらましよう。それとともに国とすれば食生活改善といふ大きな面があり、消費生活転換による自給度の向上といふ大きな面があるから、経済再建六カ年計画の裏づけとして、学校給食六カ年計画といふものができておるかどうかが、これを案を持たずにおつたのでは仕事にならない。アメリカから給食が打ち切られたらやめるといふようなことであつては大へんなことでありまして、この点も承つたのであります。が、それより何より大臣に特にこの席上で御質問を申し上げておきたいことは、来年度の予算に大きく企画化されまことは、当然私どももお手伝いしてやつてもらいたいと思ひます。しかし今年度においても、外国食糧等の入つてきましたもののプールによりまして、河野農林大臣なども何億円の金が出ないわけはないと言つておりますが、私もやはり方々で出ると思ふのであります。そのほかに財源を考へてもよろしい、ともかくもう七月、八月になりますればアイスクリーム屋の時期になりますから、乳はちよつと払底します。従ひまして始めるのは十月でもよろしいのでありますから、少くとも次の予算といふことでなしに、本年度においてかりに三億円の程度でありましても、道を開いておくことは、生乳という道を将来大きく広げていきます上において、いろいろの経験を経る上においても、来年度の仕事の上非常に都合がいいと思ひますので、われわれの方も積極的に出ますから、政府の方も新しいやり方をされるについで考へてもらいたい。これが今まで質問しておつた要点でありますので、大臣からあらためて御答弁をいただきたい。

○松村国務大臣 三宅さんの御趣旨はかねがねも承つておりますし、私も了承いたしておるのであります。ただ根本のことを申しますと、学校の児童の給食によつて、それで有畜農業の奨励をはかることが目的だ、こういう考へは文部省の給食といつたしましては主でなくて従であるといふことは、これは御了承を願わなくてはならぬのであります。われわれは児童の給食の結果として有畜農業の奨励、あるいは食生活の改善、これをぜひやりたいと思ふことがございまして、けれども、文部省の建前としてはそういうわけだと思ふのでございまして、従ひまして酪農の振興といふことにつきましては、私のところばかりではなく、申すまでもなく農林省等との緊密な連絡によつて、この目的が達せられなくてはならないと思ふのであります。そういう趣旨において、両者相待つて完全な効果を上げたいと考へておるわけでございます。そこで先般から理事の方々に政務次官からお願ひ申したわけでありまして、一つ委員会を設けて、給食全体についての御検討をお願いしたいと思つて、その用意を急いでいたそうと思つておるのであります。これは一つすぐさま御相談をして委員の組織もいたし、直ちに御協議を願つてその決定をいたしたいと思つてござい

は、これはなかなか困難な事情もあり
ます。単に道を開くということな
ら何かのやり繰りができるかもしれ
ません。できることは申しかねますけれど
も、委員会では御相談下さいまし
て、そうして案を立てて、やり繰り
をしてやることでございますから、今
なれば予算措置を新たに加えるわけ
にはいきませんが、速急にその委員会
を作りたいと考えておるわけござい
ます。

○三宅委員 今大臣は、学校給食は酪
農振興ということが主ではないのだと
言われましたが、それはその通りで
あります。私も本来の目的が別にある
ことは知っておりますが、大臣自身が学
校給食は一石六鳥と言われているの
は、酪農振興にもなるし、いろいろに
なるという意味で、有力な関係とし
て、今酪農危機がこまで来ておりま
すときに、何らかの手を打たなければ
ならないことはきまっております。政
府が奨励してやりました、二円五十銭
に乳の値段を下げて、飼料を八百円に
上げちゃって、そのままで百姓に損さ
せていいという理屈はありませんか
ら、たとえ農業が非常な危機に陥っ
たときに、米の問題でこれだけのこ
とが起きたら、もっと大きな政治問
題になりまして、必ず何らかの手を打
たなければならぬ。酪農農民はまだ
数が少く政治力が弱いので、いつも
じめられていくというのに対して、
私も非常に義憤を感じておる。大
臣だって農村出身者でありますか
ら、義憤を感じておられるだろうと思
う。そういう意味でこれだけ意義のあ
る仕事で、ほんとうにやる気であれ
ば、やりくりでもってできぬというこ

とは絶対ありません。寺本次官がさ
きできないようなことを言われました
ので、非常に憤慨したのですが、今大
臣のお言葉で、どういふ形の委員会か
知りませんが、厚生関係も重大であ
ります。何と云ったって農林の關係
を、本来の酪農振興という意味で、私
は大きく取り上げてもらわなければな
らないと存じます。あと会期もきわめ
て短いのでありますから、私どもとし
ても研究いたしますけれども、やはり
政府部内で何とか御苦心を願います
れば、ある程度のことをやる財源のひね
り出しくらいのことには、不可能ではな
いと存じます。こまでの切迫した状
況になっておりますので、大きな観点
からある程度な乳を入れるという線
を執行していただくことを特にお願い
いたしまして、私の質問を終ります。

○佐藤委員長 永山忠則君。
○永山委員 今の関連をした点から
質問を申し上げたいのであります。大
臣は、六月十七日の外務委員会に給
食の面から酪農、酪農と云ったよ
うな関係とあわせて妥当な案を考え
たいと言われておりますが、結局、脱
脂粉乳の贈与関係は、結論的には現在
不況に悩んでおります酪農関係に、さ
らに打撃を与える結果に向いつつある
のでございまして、酪農関係とい
いますか、農民の犠牲においてアメリカ
側の贈与を受け入れるというふうな結
果に陥らないように、これに対する方
途を考えるんだという御答弁がござい
ますが、そうすればその後余剰農産物
協定はすでに決定済みでございますの
で、これに対する方が打ち出されて
おらねばならぬと思うのですが、その
点を承りたいのであります。

○松村国務大臣 あの粉乳は、決して
酪農の業者を圧迫しないという見通え
のもとにやっております。見通え
す。それはどういふのかと申します
と、年々粉乳を有価で入れていって
ございまして、今度無償で入れますの
で、たしか二千トンくらいのものだと
思うのでございまして。そうしますと
、それを有価の輸入量で調整をいたしま
すので、従来とそう変ったことはい
つものでありますから、それが一般の
酪農家に及ぼす影響は、まず心配はな
いと考へております。

それから今向うから参ります余剰農
産物の処理につきましては、関係省の
間においていろいろ折衝を要すること
もございまして、ほば見込みがつき
まして、もうしばらく待ちますと、具
体的に決定することができると考へて
おります。大体の構想をいたしまして
は、ほかの麦粉とまぜてやりますか
ら、一般にはパンについて、たとえ
二円とか二円二、三十銭とかいうよ
うなものが以前より安くなり、またさ
らに要保護の方面へは、運賃だけにな
りますので、四円か五円くらい値段が
安くなる。さらに貧困なところへは考
慮いたしますけれども、大体そういう
ようなことで案が立ち得ると考へま
す。そうして、それから利益が
出ます。多少安くしても利益は出
ますから、その金をまた給食の設備
のなにとこへ回す、大体こういう目
標を持っていくわけでございます。さ
よう御了承を願います。

○永山委員 この贈与輸入という関係
が乳価を圧迫せぬだろうという考へ
方については、根本的に意見を異にい
たしてございまして、これは
大臣も真剣にお考えを願わなければならぬのでございまして、先刻農林省の
方でも、国内産の脱脂粉乳二千トン以
上のものを供給し得る見通しがある。
なお将来国内産バターを増産と相伴
て増産をするというのを言われてい
るのでございまして。しかるときにお
いては、去年二千トンの国内産を使っ
たとすれば、本年は少くともそれよ
り増産をして、三千トンという工合に
国内産を漸次に増していくことが好ま
しいことであるとして、無償輸入がな
ければおそろく本年は二千トンとか
あるいはそれ以上増産したであろう
と考へられるのであります。無償輸
入に反感をされて国内産の需要を抑え
ておるのではないかと云うように考へ
るのでございまして。この点に對して
は、農林当局と十分御懇談を願
いたい。先刻大臣の言われました輸入の
関係は、無償輸入は七千トン余であ
るというように聞いておるのでござい
ますが、...。大体給食法という法律案
は、そういう機構を確立するもので
ございまして、この機構を確立するとい
うことは、今回完全給食へ持っていく
こと、今完全給食へ持っていくこと
から関連をしていくものでござい
ますので、従ってわれわれはこの給食内容
の確立という具体的方途を見なくては、
この法案の審議を促進することは困難
であるという考へ方をいたしておるの
でございまして。従って、すでにアメリカ
側から受け入れておりますので、余剰
農産物における千五百万ドルの学童用
無償贈与の各品目の輸入量、すなわち
小麦並びに脱脂粉乳、綿花等の輸入割当
数量並びにその輸入を得ることによ
り、旧来の学童配給とあわせてどうい

く構想でこれを学童配給に持っていくか
という計画を承りたい。それから、
それによって予算措置がまた違ってくる
であろうと考へます。すなわち食糧
特別会計にある給食関係の十六億九千
万円は、これは毎年の予算でありまし
て、本年度小麦が贈与分として八万ト
ン余入るとすれば、それによってその
予算の措置も変ってくるのではないかと
考へますので、これらの配給計画、
予算的措置、またたたいまお言葉が
ございましたように、それによって多少
費用が出れば、給食の設備に回したい
というその金額、並びにその設備はど
ういふような設備内容で、どういふ範
围にこれを回していくかという問題、
さらにこれに関連をいたしまして、アメ
リカ側の方では八千五百万ドルの三〇
%を留保いたして、その金額の一部を
もって農産物市場の開拓といったよ
うな名目のもとに、あるいは製パン方面
に対する設備の補助をするとかい
うようなことも考へられておると聞き
込んでおるのでございまして。この場合
において、生乳をあわせて給食へ用
いるという方途を打ち出されたい。さら
に国内産の脱脂粉乳を増産するという方
途とあわせてこの贈与分を受け入れる
という計画がなくて、ただこれだけ
であつてはならぬと思うのでありま
す。大なる国策の見地に立つ給食でな
くはならぬのでありまして、単なる
学童給食という小さい目でなしに、余
剰農産物という大きな国策の大問題
を控えての中に見出す無償輸入であ
り、その関連性を持つ給食であるとい
うことを考へましたときに、これらの計
具体的政策及び予算的措置、その計

画、こういうものがなければならぬので、それをしっかり承わりたい。さらにこの余剰農産物は本年限りではないのでございまして、来年のことはまた来年考えるといっておるのであります。アメリカ側も三カ年を目途として計画いたしておるようございまして、これに対してわが方はどういふ計画であるか、来年度これを打ち切られ場合はどうか、また打ち切れぬ場合は果して本年と同じような受け入れをやるかどうか。すなわち、輸入量は漸減しなければならぬと思うのであります。われわれをもつて言わしめれば、脱脂粉乳の輸入はすみやかにこれを抑えて、そして国産の脱脂粉乳及び生乳の取扱いをあわせてやるということで完全給食へ持っていくという具体的な三カ年計画といえます。六カ年計画ともあわせて計画を出し願いたいと思うのであります。さらに生乳関係の配給において、金額的な余裕ができたならば給食の設備をするということをあわせて、集約酪農指定地帯を中心とし、あるいは乳価のきわめて圧迫されているところに対する高温殺菌設備補助といったようなことも計画の中に入れて、ここに具体的計画をお示しされんことを期待いたしておるものでございまして、大臣のお考えを承わりたい。

○松村国務大臣 お話の通りであります。先刻お答え申した数字にちよつと間違いがございましたので……児童用ミルク二千トンと申したのは七千トンの間違いでございます。そこで、お話のその数字は、贈与ミルクが七千トン、金を出してアメリカから買いますのは約一万トン、内地のミルク

は二千トンくらい割合に今年にするつもりでございます。内地の粉乳を保護してそいつを使えとおっしゃいましたが、これはわれわれもぜひそうしたいと思つていますが、しかしアメリカから来るものと値段を比較いたしますと、四倍から五倍につくわけでございます。それですから、経費の点から申して直ちに日本のものと置きかえるわけには参りませんが、しかし二十九年度には内地のを五百トンしか使ひませんでした。今年には御承知の通り二十トン使う。だんだんこれは置きかえて参るものでございまして……そこで、理想としては粉乳でなくして生乳をできるだけ学童給食と結びつけることが一とよいわけでございます。一面に粉乳の価格を安くつけることと、それと品質をよくしてくれなくちゃ困るのですけれども、内地のミルクの何は今後もある程度品質の向上に注意をし、価格を安くしてもらつていくことになればだんだん置きかえられていくことと思つております。

○永山委員 ただいま申し上げました贈与受け入れに關しまして、旧来の配給計画とはおおむね趣きを異にした状態になりますので、これに対する配給計画並びに処置、さらにそれに付随する諸設備の調整等の具体案はお待ちでございますか、お伺いいたします。

○松村国務大臣 お答えいたします。先刻申しましたように、アメリカの余剰農産物の贈与を売った金等でその設備をいたそうといたしておりますが、それらの設備につきましては、今計画中でございまして、まだここに明確な数字を申し上げることはできませんけれども、先刻承お尋ねの通り、

計画がきまりましたならば、こちらでそれを詳しく御報告申し上げたいと思つております。先刻承お話の中に製パンの設備のお話もございましたが、これは大体農林省でやるということのようでありまして、今こちらの方の計画には乗っていないのでありますけれども、農林省とも連絡をとつて、相待つてやっていきたいと思つております。

○永山委員 この給食法を審議いたします上におきまして、その内容を具体的に審議していくことにおいて、われわれはこの受け入れの機関というものの態勢を確立したいと考えております。前回質問いたしましたときにおいては、まだ審議中でございまして、具体的なことをあまり迫ることもどうかというので遠慮いたしておりました。が、これらはすでにアメリカも協定を受けたのでございまして、ここまで参りましたならば、農林省側とも御研究の上において、われわれが特に強調いたしておりますところの生乳関係をあわせて給食の中に取り入れるという方途も考案されまして、ことに高温殺菌の補助等は、製パンの補助と並んで研究をしていただきたい。ことに農林省の方では、十六億九千万円という金は、旧来二分の一の補助をするという考え方でございまして、予算でございまして、本年八万トンの無償の小麦が入ってくるということになりますれば、旧来の価格そのままでいくならば、そこに相当の金額が浮いてくるのではないかとこのことを考へるのでございまして。また先刻申しましたように、八千五百万ドルのうち三十万ドルをアメリカが国内で使うという中に、

製パン方面においても、将来アメリカ側としましては小麦をできるだけ日本に多く売りつけたいというような考えからいへば、日本の食生活の改善というものとあわせて、製パン関係に対して補助するということは、アメリカ農産物の市場を維持するという見地においても必要だという観点を持つておるようであります。そのことはまた日本から申しまして必ずしも不利になることではないのでございまして、これらの使途に対して一つ強力にお申し入れをして、具体案をお出し願ひたい。またわれわれも指示によりまして、委員会を作りたいとあれば協力をいたしますが、何にしても、ただ向うがこれを無償で贈与するということがから受けるというような権威のない行き方であつてはならないのであります。日本経済の立場、日本の地位から見まして、必要がなかったならば無償であつても要らないのだというような権威をもつてこれが将来に対処しなければならぬのでございまして。来年度は脱脂粉乳は受け入れずに行き、旧来有償で輸入しておりました一万トン、これは来年度は無視していくというくらいの方案を立てていかなければいけないのであります。アメリカがほんとうの好意があるならば、一万トンの有償を無償にするのだという考え方をすべきであります。アメリカが旧来の有償分の輸入だけは絶対確保して、その上にオーバーする分だけを無償輸入しようという虫のよい考え方を持つてい場合におきましては、われわれは至急態勢を拡立して、不必要ならば受け入れないという覚悟があつてしかるべきであると考えております。

これに關連をいたしました、文部大臣の外務委員会における答弁などによりますと、アメリカからこれを無償で輸入を受けることによつて、いかに日本がアメリカの庇護によつて属國的に存在しているのだというような觀念を学童に持たせないようにするよう、誠に注意すべきであるという点についての質問に対して、同じ考えを持つておられるようございまして、これに対して、さらに具体的方途はどういふようにお考へになつてゐるかあります。すなわち、この生活保護の教育扶助というやうな関係は、アメリカ側の贈与においてカバーしていく必要はないのでございまして。アメリカ側贈与分からは出るブルしたる金額は、これを生乳方面の設備に回すとか、あるいはパン製造方面の設備に回すとかいうやうな工合に、受け入れによつて得る利益は完全給食の方へこれを伸張さしていくという考え方で進むべきであります。この受け入れを得たがために、貧困者に対しては無償で配付するのだというやうなことを關連をさせるということは、全く日本の現在の立場がとかくの誤解を受けようという、また受けしめるべき逆宣伝をいたしておる政治情勢下においては、特に憂慮すべきものだと思つております。この点に対する大臣の御所見を承わりたい。

○松村国務大臣 お話よく承わりました。実は今のお話につきましてのお願いでございまして、私の方から提案しておる議案が、会期が迫つておりますけれども、まだ通らないものも多うございまして。今この給食法につきましてはいろいろの資料を出さないとおくれ

というようなお話でございまして、できるだけ急いで出しますが、会期も迫ることでございますので、本案の成立につきまして切にお願いを申し上げます。それで資料も早く出すべきものは急いで出しますが、アメリカとの折衝等の関係もありまして、間に合わないものもありますから、そのかわりに、先刻三宅君に申し上げました通りに、早急に給食に対する委員会も設けるということでございしますから、給食の方法等についてはそこで御検討下さいまして適當な方途を講じていただきますならば、御趣旨に沿うことと思ふのでございします。大体の考えやをお願いを申し上げます。

○三宅委員 関連して。大臣、これは私の計算が違つておるかもしれせんが、申し上げます。かりになま乳を学校給食に入れるといたしまして、私の見当では七、八月というのは非常に乳の払底期ですから必要ない。かりに十月からやりますと、今年の年度中十、十一、十二、一、二、三と六カ月、それで山村地帯でかりに一週二回ずつなま乳をやりますと、あとは脱脂粉乳というやり方をいたしますと、一人の学童について今年の年度で四十八回、支持価格を幾らでしますか、四円でとりますか四円五十銭でとりますか、その点は別として、それに熱処理の費用などを加えて、学童から取り出す金は脱脂粉乳と同じで一円十銭という計算でございまして、かりに一合について五円四角が助成するといつたしまして、十月から週二回という計算でいきますと、百万人やりましても私の計算では大体二億四千万円程度で済むのではないかと思います。これは計算のけ

たが違つておればもう一べん専門家に調べてもらわなければなりません。そういうわけでありまして、かりに山村地帯百万人に週二回給食するといふことで、四円五十銭の支持価格は落さないという線が一つ出ますれば、私は日本の酪農というものはびんと固まりまして、それだけの価格は保持ができるということになりますし、財政的にも二、三億出される決心をいたしますれば、今年で私はある程度のことはできると思ふのであります。それでどういふところになま乳を飲ませれば問題があるかということについて一つの経験を持ちまして、来年は一つ総合国策の見地から大きく予算化をやろうということをお考え下さい。ならば、非常におもしろいと思ひますので、とにかく今年やつて下さい。これは約束ですからどうしてもやっていたくようにお願いいたします。

○松村國務大臣 それは今お話しの上うなことでございだけだ努力はいたしますが、これは先刻も申しした通りに農林省も一つ奮発してくれませんか、すべてを文部省というわけには参りませんから、両省の間でよく話をいたしまして、ことに三宅君なんかは農林省との御関係が多いのですから、一つ御配慮をお願いしたい。

○永山委員 大臣、一つ答弁を、どうしても精神的に及ぼすところのないように願ひたいのです。無償の脱脂粉乳を入れて、それによつてあるいは教科書は無償配布するとかあるいは貧困な者にはアメリカのおかげで配給できるんだという觀念を持つようなことがあつては、これは一大事であると考え

るのであります。これに対して大臣のしつかりした所見を承りたいのであります。

○松村國務大臣 その点につきまして十分の考慮をいたしているつもりでございします。もともとアメリカ側の最初の考え方は、無料でよこすんだから無料でも学童に何をせよという考え方があつたようですが、私が向うの責任者と高橋長官の宅でゆつくり会いました際に、国会におけるいろいろの意見を率直に高橋君と私からして話をいたし、かえつてそういうことは御趣旨に沿つた結果になるから、そういうことは文部省へまかしてくれるという話をいたし、それはそうだといいことで向うもその事情を了解しているはずでございします。但し文部省でできたプランは、一応自分の方にもワシントンの議會があることだから見せてくれろ、それはもちろん見せるし、あなたの方の意見もあれば一つ取り入れることにはやぶさかではない、こういうふうな話し合いができておるわけでありまして、今お話しのような注意は十分考えてやつておるわけでございますから、さう御了承をお願いします。

○近原委員 関連して。実は先ほどから私は政務次官にもだんだんと承わつたのでありますが、大臣のお話しなさつておる委員会というものの性格がどうもわからないのです。さつきちらつと話を聞きますと、何か常任委員会の関係でわれわれの側に作るというふうな話であれば、大臣から承る必要がないのですが、政府の方で作りになるというのであればそれはまたそれとして、われわれもそれに見合う形でわれわれの活動も常任委員会の間

で話し合ふなければならぬ。一体どういふうな形で考えなさつていらつしやるのか、会期はあと四、五日の間に迫つております。常任委員会の間で作らなければならぬということになりまして、これはただ場当たりでお話しなさつておるようには思つて、われわれとしてはあまりそれを重視しないでもいいじゃないかという気分が起るのです。そうじゃないかというふうな足したいと思ふのなら、もう少しはきりしたものを伺いたい。われわれがこの委員会ではさほど来から申し上げておることは一つの案でありまして、そこそ十分論議を尽くしてまゝ上げたいという考えを持っておる以上、差し迫つた問題は委員会はどういった形でお作りになるか、この問題を確かめておかないとはつきりした活動ができませんので、大臣のお考えをもう少し具体的に申していただきたい。

○佐藤委員長 ちよつと速記をやめて。
〔速記中止〕
○佐藤委員長 速記を始めて下さい。永山君、もう時間がないから最後にして下さい。

○永山委員 特に精神的に及ぼす影響は重大でございしますから、これに対してはつきり指導方針を確立をして、アメリカの恵みによつて貧困児童に給食をする、アメリカの恵みによつて書物の無償配給するというような考え方に陥らないように留意をお願いしなければならぬと思ふのであります。これは結局アメリカの余剰農産物をこちらは好意的に受け入れておるのでございします。それに対して、向うは余剰農産物を売るためにここに贈与分と

いうものが景品のついでにきておるのでございまして、厳密な日本の立場から言いますれば、アメリカから日本が入れものだけはたくさんありますけれども、日本の輸出するものは非常に少いのでありますから、むしろ東南アジアの線から多くを輸入して、そして東南アジアの線に日本の品物を輸出するという正常貿易の方途で行くべきことが日本経済のあり方ではございしますが、現段階の日本経済をいたしまして、そこに至る貿易伸長が困難なる情勢でございしますので、やむを得ずこの協定にアメリカの利益をも考え、日本の利益をも考えて受けた性質のものであります。そういう考え方をはつきりと指導の面に強く現わしていただきまして、しかも實際問題として、この金をもつて貧困者に給与する、生活保護の金をこれによつてかせごうという大蔵官僚の金融資本的な行き方に対しては、きぜんとして文部当局は反撃をされ、またアメリカ当局のそういう考え方は了解を得ておるものだということがお考えになつておるようでございますが、ただ長官はそれは信じておるといふ言葉で、まだ絶対の言葉をこの委員会の速記録では承わつていないのでございします。この点を強く押し出されて、精神的に及ぼす影響に対して一段と構想を練られることを申し上げたいのでございします。

○松村國務大臣 それはお話し通りで、十分そういうふうなことに注意をいたしますが、また一面こういう観点も広く考えなくちゃなりませんことは、今日児童の福祉ということは、國際關係を越えて非常に親しくすべきことが運ばれておることは御承知の通りでこ

ざいます。児童の福祉についてはほとんど国境を越えて考えておるようでございます。従って六月末になればこの問題ははつきりする、こういふ言明をした調達庁としては、あと二日しかございせんが、一体事態はどういう方向になつておるか、校舎の返還は六月末に明確にアメリカ側から日本側に対して正式にその返還が約束できるかどうか、この点についてお尋ねいたします。

○野原委員 すでに時間は午後一時十五分でございます。私は、幸いに大巨も御出席でございますから、教科書の問題なり給食の問題等について実は本日は相当突っ込んでお尋ねしたかったのですがございませうけれども、一時十五分という時間では、同僚の議員諸氏に対しても御迷惑をかける点もございませうから、思い切つて本日はこれらの問題については私は質問をいたしません。従つて委員長に要望いたしますが、いつも午後一時になつてからというのじゃなしに、次の金曜日には、ぜひとも教科書の問題、給食の問題等について重ねてお取り上げいただきたいのであります。

そこで私が緊急にお尋ねしたいことは、大阪市立大学の校舎返還問題について調達庁当局に二、三お伺いしたい点があるであります。それは御承知のように、この委員会においても再三再四私も質問をいたしました結果、調達庁当局としては市大の校舎返還は六月末あるいは七月初めにはこれが返還できるであらう、こういう見通しについての御説明もあつたわけござ

います。が、六月末ということになりますれば、あと二日しかないのではありません。従つて六月末になればこの問題ははつきりする、こういふ言明をした調達庁としては、あと二日しかございせんが、一体事態はどういう方向になつておるか、校舎の返還は六月末に明確にアメリカ側から日本側に対して正式にその返還が約束できるかどうか、この点についてお尋ねいたします。

○山内政府委員 お答えいたします。大阪の市立大学の解除の問題につきまして、当委員会ではたびたび御鞭撻を受けて、私どもも全力を尽して交渉に當つておるわけでありませう。従いまして今までたびたび当委員会での見通しは非常に明るくなった、まず今度は大丈夫でありませうというふうなお答えを申し上げたわけでありませう。その状態は今でも變つておりませう。のみならず、ますますその確信を深めて参つておるような状態でありませう。なぜかと申しますと、先週の火曜日の施設特別委員会、特に軍の代表者の方から調達庁長官に対して、そういう意味の言葉がありましたので、私も、すでに六月末に近くなつておりますけれども、依然として大阪市立大学の解除の問題については、今までの私どもの期待が実現するものと信じております。

○野原委員 正式に返還をいたします、こういう回答はいつになればアメリカ側からいただくつもりでございませう。その点お尋ねをいたします。○山内政府委員 正式にいつかに解除するということはまだ申し上げておりません。これは最初の当委員会であつたか

と思ひますが、解除の問題が相当切迫した状態になつておりますので、六月末とかあるいは七月のごく初めということをや非常にたく信じられませうと、あるいはその期待通りにならぬ場合もありませう、実はその点についてあらためて御了解を得たことがあつたはずであります。これは解除するといわれないまでも、日銀の問題といふものは案外そのとき微妙な状態あるいは機械的の手續といふものがあるが、そういうふうなところから、日が案外ずれることがありませうので、そこで確実にいつかといふことを先方から申してこないうちは申し上げかねるわけでありませう。またある程度予告がありませう、その日がずれることも御了承願つたわけでありませう。そこで今日のところ、いつかといふことを申して参つておりませうが、いづれにしても月末には配備計画といふものがあるいは移動が入りまして、そうしてキャンパスに入つておられます部隊は大体はかの方にいくつになつておるので、その点は聞かれました。従つてその前後には何らかの話があるものと期待しております。そうすると、ある予告のようなものがありましてから解除になる場合と、予告があつてから相当日時がたつ場合とありますので、その辺は予告があつてみないとはつきり申し上げかねますけれども、いづれにしても解除されるという問題は決して悪くはなつておりません。むしろ私どもはだんだんとはつきりして参つておる、かように考えております。

○野原委員 解除される事象について悪くなつていない。返還されることは確実であらうと何回となく御答弁なさつていらつしやるのでございませうけれども、去る六月十二日の日曜日に相

当の部隊がトラックに乗つてあの校舎に進駐をいたしておる。同じく去る二十一日の火曜日には、日米合同委員会の施設特別委員会においてこの問題が議題に予定されておつたにもかかわらず、アメリカ側の要求によつてこれが議題に上らされてない。こういうふうなことのために実は大阪市立大学の教授学生が非常な不安を覚えておるの

であります。私昨日電話が大阪の方からございまして聞いたのでございませうが、市立大学の学生は数千名、この校舎返還のことについて騒起大会を開いて、次長も御承知のように、かつて病院施設であつた、病院施設が終つたならば返還されると思つたやさきにマリンが突如として入つてきた、それがまた何年か継続しておる、こういう事態が必ず繰り返されるのではないかと、この不安の念にかられております。従つて六月末になれば返すか返さぬかはつきりしますといふことを言明して参りました日本の政府としては、六月三十日に幸いに合同委員会があるわけ

でございますから、合同委員会の正式議題として、イエスカノーカという最後の回答を明確にしてあげない限り、大阪の事態はますます混乱に陥るといふことを私は申し上げたいのであります。従つて調達庁としては六月三十日の合同委員会には、この問題を日本側から積極的に持ち出して、アメリカ側に対してはつきり返すのか返さぬのか、一体いつになれば返すのか、八月に返すのか九月に返すのか、このことを要求される御意思があるかどうか、この点について伺いたい。

○山内政府委員 今のお言葉に対して、結論としては三十日にお話のように強く要請して、必ず実現を期するよう努力をいたしたいと思ひますが、今のお話で別の部隊が入つておるといふことを伺つたわけですが、実は調達庁の方では、最近も会合をやつておりますけれども、そのことには何ら触れておりませうし、書面はもちろん電話等でも、別の部隊がそこに入つたといふことは何ら通知を受けておりませう。ただわきから聞いてそういうことは知つております。しからばなぜそういう事実がありながら、依然として解除を確信しているというふうなことを申し上げるかと申しますと、実は今までも当委員会あるいはいろいろな話で、正式の場合キャンパス擧といふ言葉を多く使つておりますところがキャンパス擧といふ言葉の中には、必ずしも大阪市立大学のみではないのでありまして、他の民有の土地がありまして、実は話をするときにはいつでも厳格な区別をして話をしたわけではないのでありまして、キャンパス擧一括して全面解除といふような言葉を絶えず使つて参つたやうなわけでありませう、ところが軍の方としては、キャンパス擧の全面解除といひますと、大阪市立大学のはかにもまだあるといふことは軍自体がよくわかつておまして、そこにかんがりの疑問を持つておつたやうでございませう。そこで全部解除ができるかどうかといふことについて、軍としては非常に心配をしておつたやうでございませう。そこで日は忘れましたが、その問題が出たときに、調達庁としてはもちろん全面解除を希望いたしておりますし、今までも全面解除でいろいろな書

面その他を要求しておりますけれども、一番ここでもなんことをしても解除してもらいたいのは大阪市立商科大学の土地建物であるということを強く申しましたところが、それでは問題は簡単だというような言葉もありました。そこでごく最近、先週の火曜日の施設特別委員会、そういう経過をたどっております上に、今度ははつきり向うの軍の担当者から長官に向って、もう大阪市立大学だけのことならば、どちらにしても間違いないというような意味の言葉があったと聞いております。そういう関係で、今入っておる部隊というのがあるいはどういふふうになることか、それは私もわかりませんけれども、あるいはキャンパスの全面解除ということとちょっとこの際困難であるかもしれないが、少くとも大阪市立商科大学の施設、土地建物は返還になるものと私は考えております。

○野原委員 実は何回となく返還されるものという回答は承わっております。六月三十日だということも、実は昨年の秋以来、六月三十日になれば事態はつきりする、こういうように放送もされてきておるわけでございますが、三十日の合同委員会には日本側としてはこの問題を議題としてアメリカに話しかける意思があるのかどうか、この点を一つ明確に承わっておきたいと思ひます。

○山内政府委員 私は三十日の合同委員会には必ずその問題がはつきりすると思っております。かりに軍の方から出さなくとも、こちらからは出して、はつきりするようにはしたいと思ひます。それはその前の合同委員会のと

きに、この次には日本側にとって非常にうれしい何かニュースがあるというふうなことも、これは公式の言い分ではないかもしれませんが、そんなふうなことを言われたようにも聞いておりますし、三十日には必ずこの問題についてははつきりしたことがわかるものと考えております。

○野原委員 非公式にも大阪市大の校舎だけならば返還をしたい、それは返還するものにさほど難事ではない、これは長官にかどなたにか知りませんが、こういうような事柄を申されておるといふことはただいまも御答弁があったし、私もかねて承わっておるのでございますけれども、もしそれが事実ならば、六月三十日にはアメリカ側に対して、すみやかに返還の意思を正式なる文書としてお示しいただくようにするのとが、大阪市大の混乱を防ぐのに最もよいのではないかと、このように思ふわけであります。せっかく調達庁の長官、次長が異常な努力をなすっておりますことでもございしますから、来る三十日には最後の御努力を一つおかけ下さって、的確に市大の校舎はアメリカが正式に返還を表明したというニュースが出ますように、最善の御尽力のほどを要請いたしまして、この問題について質問を終わります。

○佐藤委員長 なお修学旅行問題について緒方政府委員より御報告いたしたいと存じますが、実は時間がないのであとで文書で出すことにしたいと思ひますが、いかがですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○松村國務大臣 先般修学旅行に関する委員会を設けまして、これで四回くらい——明日くらいもまた開きまし

て、大体全体の話の仕上げをいたすようになっておりますので、その要領を御報告申し上げたいと思つて用意をいたしましたのでございますが、それは書類をもってお届けすることにいたします。

午後一時二十九分散会

文教委員会議録第十七号中正誤

頁 段 行 誤 正
八 五 三 緒方國務大臣 緒方政府委員

昭和三十年七月二日印刷

昭和三十年七月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局